令和６年度

愛媛県中小企業融資制度のしおり

県融資制度とは、中小企業者の方々が事業に必要な資金を円滑に調達できるよう、県、金融機関、信用保証協会が協調して資金を供給する制度で、金融機関と信用保証協会が取扱窓口となっています。

融資対象となる方

県内に事業所を有し、信用保証協会の定める**保証対象業種に属する事業**を営む中小企業者、組合等が対象です。

（※特別小口保険を利用する方は１年以上の事業実績が必要です。）

○中小企業者：資本金又は従業員数のどちらかが下記表に該当する方

業種区分	資本金	従業員数
製造業等（建設業・運輸業等を含む）	３億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	３億円以下	900人以下
卸売業	１億円以下	100人以下
小売業（飲食店を含む）	５千万円以下	50人以下
サービス業	５千万円以下	100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	３億円以下	300人以下
旅館業	５千万円以下	200人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下
特定非営利活動法人	—	300人以下
卸売業、サービス業	—	100人以下
小売業（飲食店を含む）	—	50人以下

○小規模企業者：中小企業者のうち従業員数が20人以下（商業又はサービス業(※)は５人以下）の事業者　※サービス業のうち宿泊業及び娯楽業は従業員数が20人以下

○組合：事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、内航海運組合、生活衛生同業組合、酒造組合、酒販組合

お申し込み先

お申し込みは、現在お取り引きがある下記の取扱金融機関へお申し込みください。金融機関とお取り引きのない場合は信用保証協会へ申し込みを行い、金融機関の斡旋を受けることもできます。

また、経営安定小口資金（特別小口保険適用者）や小口零細企業資金（経営指導特例）を利用される場合は、商工会議所等へお申し込みをすることができます。

【取扱金融機関】
伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫、宇和島信用金庫、商工組合中央金庫松山支店、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島大正銀行、香川銀行、高知銀行、観音寺信用金庫、みずほ銀行、三井住友銀行

ご利用の留意点

金融機関及び信用保証協会の審査が必要です。審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

こんな時にご利用できます

現在、事業を行っている方

短期資金（1年以内）

⇒ 一般事業者 — 短期の運転資金が必要なとき

⇒ 建設事業者 — 工事代金が支払われるまでの運転資金が必要なとき

長期資金（1年超）

⇒ 一般事業者 — ●汎用資金が必要なとき ●経営安定のための設備資金、運転資金が必要なとき

⇒ 小規模企業者

- ●汎用資金が必要なとき ●経営安定のための設備資金、運転資金が必要なとき → 商工会議所等の6か月以上の経営指導
- 既存の保証債務が2,000万円以下で、・汎用資金が必要なとき ・経営安定のための設備資金、運転資金が必要なとき → 商工会議所等の6か月以上の経営指導

⇒ 売上減少等で資金繰りを改善したい方　経営改善・事業再生に取り組む方

- 運転資金が必要なとき
- 既往債務を借り換えるとき

例えば
●不況の影響等で売上高が減少しているとき
●円安や円高、原油高、原材料高の影響を受けているとき
●指定災害（※5）の影響を受けて事業活動に支障を生じているとき
●取引先が倒産して影響を受けているとき
●セーフティネット保証を利用するとき
●中小企業再生支援協議会の支援を受けて再生を図るとき
●雇用調整助成金を利用するとき
●県制度融資の既往債務を借り換えるとき

⇒ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け経営改善に取り組む方

- 運転資金、設備資金が必要なとき
- 既往債務を借り換えるとき

新型コロナウイルス感染症等の影響による売上高又は利益率減少を受け、経営改善に取り組むとき（既往債務の借換えを含む）

⇒ 事業の拡大や異業種へ進出して雇用を創出する方

事業開始～5年以内

現在、事業を行っていない方でもご利用できます。

⇒ 新たに事業を開始する資金が必要なとき　創業後５年以内に事業資金が必要なとき

⇒ 事業承継のための資金が必要な方

適用条件などがご不明な場合は、県、又は信用保証協会へ問い合わせてください。

⇒ 前向きな投資にチャレンジする方

例えば
●経営革新計画、事業継続力強化計画等の承認を受け、事業を行うとき
●海外展開を図るとき
●商店街の空き店舗を利用して事業を行うとき
●県の試験研究機関から技術支援を受けた技術・製品の実用化を図るとき
●えひめ中小企業応援ファンドによる助成金等を受け、事業拡大を図るとき
●高度又は先駆的な技術等を生かし、創造・育成を図る事業を行うとき
●ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金による事業を行うとき
●国又は県の物流2024年問題の解決に係る補助金等による事業を行うとき
●6か月以内に労働者１人当たりの時間当たりの平均賃金を1.5%以上引き上げる又は労働者の事業場内最低賃金を2%以上引き上げる計画を策定し、取り組む又は取り組んだとき

県融資制度一覧　（融資条件等は令和６年４月１日現在のもので変更になる場合があります。）

制度名	融資対象者
経営安定短期資金	信用保証協会の定める保証対象業種に属する事業を営む中小企業者及び組合
建設産業短期資金	建設業又は土木建築サービス業に属する事業を営む中小企業者及び組合（ただし、工事代金など特定の返済財源がある場合）
経営安定一般資金	信用保証協会の定める保証対象業種に属する事業を営む中小企業者及び組合
経営安定小口資金	小規模企業者
特別小口保険適用者	原則として引き続き6か月以上商工会議所等の指導を受けている方
小口零細企業資金（※4）	既存の信用保証協会の利用残高と合わせて保証債務残高が2,000万円以下の小規模企業者
経営指導特例	原則として引き続き6か月以上商工会議所等の指導を受けている方
緊急経済対策特別支援資金（通常枠）	①最近３か月間の月平均売上高が過去3か年間のいずれかの年の同期に比べ３%以上減少している方 ②為替変動や海外製品との競合、輸出関連企業との取引減少、新型コロナウイルス感染症の影響等により、最近１か月間の売上高が過去3か年間のいずれかの年の同期に比べ３%以上減少している方 ③指定災害（※5）の影響を受けて事業活動に支障を生じている方 ④原油価格高騰等の影響により最近３か月間の売上高に占める原材料、燃料等の費用が過去3か年間のいずれかの年の同期に比べ３ポイント以上増加している方 ⑤経済産業大臣又は知事が指定した再生手続開始申立等事業者に対して債権がある方 ⑥特定中小企業者（※3）として市町長の認定を受けた方 ⑦特例中小企業者（※6）として市町長の認定を受けた方 ⑧愛媛県中小企業再生支援協議会の支援を受けて再生を図る方 ⑨雇用調整助成金に係る計画届を労働局長に提出した方
緊急経済対策特別支援資金（伴走支援枠） ※取扱期間はR6.6.30まで（同日までに保証申込が必要）	（１）セーフティネット保証４号（売上高が前年同期比20%以上減少等）認定を受けていること （２）セーフティネット保証５号（不況業種で売上高が前年同期比５%以上減少等）認定を受けていること （３）次の①又は②アからカまでのいずれかに該当すること ① 最近１か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること ② ア 最近１か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して５%以上減少していること イ 最近１か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して５%以上減少していること ウ 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して５%以上減少していること エ 最近１か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して５%以上減少していること オ 最近１か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して５%以上減少していること カ 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して５%以上減少していること
雇用促進支援資金	事業拡大や異業種への進出により雇用を創出する中小企業者及び組合
新事業創出支援資金（※4）	創業を行う個人及び創業後5年未満の個人 会社分社化を行う会社及び設立後5年未満の新設会社
特例	①えひめ産業振興財団が実施する地域密着型ビジネス創出助成事業等の交付決定を受けた方 ②①と同等であるとえひめ産業振興財団に確認を受けた方 ③認定特定創業支援等事業（※9）により支援を受けた方
事業承継支援枠	県内で事業承継しようとする者及び事業承継後５年未満の方 ①経営承継円滑化法第12条第１項に規定する知事の認定を受けた方 ②事業の全部又は一部を承継する計画を定め、その計画に基づき事業を承継する方 ③国が実施する事業承継補助金の交付決定を受けた方 ④事業承継特別保証を利用して、事業承継を図る方
チャレンジ企業支援資金	①地域未来投資促進法、中小企業等経営強化法等に基づき認定又は承認を受けた計画に従って事業を行う方 ②海外投資関係保証を利用して、海外展開を図る方 ③商店街の空き店舗を活用して事業を行う方として地方局長の認定を受けた方 ④県の試験研究機関との共同開発など技術支援を受けた技術・製品の実用化に向けた事業を行う方で、試験研究機関から推薦を受けた方 ⑤えひめ産業振興財団が実施するえひめ中小企業応援ファンドによる助成金又は農商工ビジネス商品開発事業費補助金の交付を受けて事業を拡大する方でえひめ産業振興財団から確認を受けた方 ⑥高度又は先駆的な技術等を生かし、創造・育成を図る事業を行う方としてえひめ産業振興財団又は愛媛県中小企業団体中央会から確認を受けた方 ⑦ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の採択を受けた事業計画に従って事業を行う方 ⑧国又は県が実施する物流2024年問題の解決に係る補助金等の採択を受けた事業計画に従って事業を行う方 ⑨生産性の向上等の原資の確保により、雇い入れ後6か月を経過した労働者を対象に、6か月以内に労働者１人当たりの時間当たりの平均賃金を1.5%以上引き上げる又は労働者の事業場内最低賃金を2%以上引き上げる計画を策定し、取り組む又は取り組んだ方

※1　信用保証協会所定の担保の提供がある場合は、保証料率が割り引きされる場合があります。加えて、法人の方で保証料率を引き上げることで経営者保証の提供が不要となる場合があります。詳しくは信用保証協会にお問い合わせください。
※2　県融資制度のお申し込みに必要な書類については、金融機関所定の書類のほかに別途書類が必要な場合があります。
※3　特定中小企業者：信用保険法第2条第5項1号から8号のいずれかの規定に基づき市町長の認定を受けた中小企業者及び組合　　詳しくは中小企業庁のホームページをご覧ください。
１号：大型倒産発生により影響を受ける方、２号：取引先企業のリストラ等により影響を受ける方、３号：突発的災害（事故等）により影響を受ける方、４号：突発的災害（自然災害等）により影響を受ける方、５号：全国的に業況の悪化している業種に属する方、
６号：取引金融機関の破綻により資金繰りが悪化している方、７号：金融機関の相当程度の合理化に伴って借入れが減少している方、８号：整理回収機構等に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、事業再生の可能性があると判断される方
※4　特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）については、小口零細企業資金及び新事業創出支援資金は対象外となります。
※5　指定災害とは、知事が指定した大規模災害等（指定状況は愛媛県のホームページをご覧ください。）
※6　特例中小企業者：信用保険法第2条第6項の規定に基づき市町長の認定を受けた中小企業者及び組合　　詳しくは中小企業庁のホームページをご覧ください。
※7　ただし、申込金融機関においてスタートアップ創出促進資金と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は、据置期間を３年以内とする。
※8　【保証料補助該当者】とは、新事業創出支援資金を申込時に信用保証協会に保証債務残高がない方となります。
※9　認定特定創業支援等事業となっているセミナー等を受講した後、市町が発行する証明書の写しが必要です。セミナー等開催の有無及び詳細は、各市町にお問い合わせください。

≪利用者の声①　新事業創出支援資金≫
「愛媛のおいしい食材を使ったレストランを出店しようと相談したところ、有利な条件で開業資金が調達できました。」
（40代・女性・飲食業）

★経営安定資金（小口資金）、小口零細企業資金、チャレンジ企業支援資金の設備資金については、1.0％の利子補給後の利率です★

融資条件					添付書類（※2）
資金使途	融資限度額	融資期間（据置期間）	融資利率	保証料率（※1）	
運転	1,500万円	1年以内	1.55% (保証なし1.80%)	0.45～1.90%	
運転	2,000万円	1年以内	1.75% 特定中小企業者(※3) (1～6号)1.60% (7、8号)1.75%	0.35～1.72% 特定中小企業者(※3) (1～4、6号)0.80% (5、7、8号)0.70%	工事代金などの返済財源が確認できる書類
運転 設備	5,000万円	運転　7年以内(6か月) 設備 10年以内(1年)	2.15%	0.35～1.72%	
運転 設備	2,000万円	運転　7年以内(6か月) 設備 10年以内(1年)	運転1.80% ★設備0.80%★	0.35～1.40%	商工会議所等に申し込みを行う場合は、 商工会議所等の意見書
運転 設備	2,000万円	運転　5年以内(6か月) 設備　7年以内(1年)	運転1.65% ★設備0.65%★	0.85% NPO法人0.68%	商工会議所等に申し込みを行う場合は、 商工会議所等の意見書
運転 設備	2,000万円	運転　5年以内(6か月) 設備 10年以内(1年)	運転1.65% ★設備0.65%★	0.50～1.87%	
運転 設備	2,000万円	運転　5年以内(6か月) 設備 10年以内(1年)	運転1.65% ★設備0.65%★	0.50～1.55%	商工会議所等に申し込みを行う場合は、 商工会議所等の意見書
運転	企業 5,000万円 組合 1億円	7年以内(1年)	1.65% ただし、②の場合 1.50% 特定中小企業者(※3) (1～6号)1.50% (7、8号)1.65% 特例中小企業者(※6) 1.50%	0.35～1.72% 特定中小企業者(※3) (1～4、6号)0.80% (5、7、8号)0.70% 特例中小企業者(※6) 0.80%	①②③売上高等が確認できる書類 ④売上高に占める原材料、燃料等の費用の割合が確認できる書類 ⑤関連債権額等が確認できる書類、特定中小企業者は市町長の認定書 ⑥⑦市町長の認定書 ⑧経営改善計画書等 ⑨労働局等の受付印がある休業等実施計画届等の写し
借換	企業 8,000万円 組合 1.6億円	10年以内(1年)			
運転 設備 借換	1億円	10年以内（5年）	1.50%以内(固定)。 ただし、新型コロナウイルス感染症に係る無利子・無担保融資の借換のみに利用する場合は年1.0%以内（固定）	0.20～1.15% 特定中小企業者(※3) (4、5号)0.20%	信用保証協会所定の申込資料のほか ①経営行動計画書 ②市町長の認定書〔融資対象(1)(2)の方〕 ③売上高・利益率減少要件確認書〔融資対象(3)の方〕
運転 設備	企業 5,000万円 組合 1億円	運転　7年以内(6か月) 設備 10年以内(1年)	1.65%	0.35～1.72%	地方局長の融資対象認定書等
運転 設備	3,500万円	運転　7年以内(1年(※7)) 設備 10年以内(1年(※7))	1.50%	0.80又は1.0% 【保証料補助該当者(※8)】 0.0%	信用保証協会所定の創業・再挑戦計画書等、 又は、信用保証協会所定の資格要件申告書。 スタートアップ創出促進資金を利用する場合、創業計画書
運転 設備	3,500万円	運転　7年以内(1年(※7)) 設備 10年以内(1年(※7))	1.30%	0.80又は1.0% 【保証料補助該当者(※8)】 0.0%	①補助金の交付決定通知書の写し ②えひめ産業振興財団の確認書 ③認定特定創業支援事業（※9）により支援を受けたことについての市町長の証明書の写し。 スタートアップ創出促進資金に関する場合、創業計画書
運転 設備	1億円 (運転は5,000万円)	運転　7年以内(1年) 設備 10年以内(1年)	1.50%	0.0%	①知事の認定書の写し ②事業承継計画書 ③補助金の交付決定通知書の写し ④事業承継特別保証の申請に必要な書類
運転 設備 借換	1億円 (運転・借換は5,000万円)				
運転 設備	1億円 （運転は 5,000万円）	運転　7年以内(1年) 設備 10年以内(1年) ①の場合 運転5年以内(6か月) 設備7年以内(1年)	運転1.50% ★設備0.50%★	0.35～1.72% 特例保険適用者(※10) 0.70% 海外投資関係保険利用者 1.0%	①認定証又は認定通知書の写し ②海外投資関係保証の申請に必要な書類 ③地方局長の融資対象認定書 ④県の試験研究機関の推薦書 ⑤⑥えひめ産業振興財団又は愛媛県中小企業団体中央会の確認書 ⑦⑧補助金等の交付決定通知書の写し又は同類の書類 ⑨賃金引上げに係る事業計画書

≪利用者の声② 緊急経済対策特別支援資金≫
「原材料費が高騰し、資金繰りに困っていたところ、早急に追加融資をいただき、事業を立て直すことができました。」（50代・男性・製造業）

≪利用者の声③ 小口零細企業資金≫
「設備が老朽化して困っていたところ、低い金利で融資を受けることができ、新しい椅子などの設備を入れることができて、おしゃれな美容院になりました。」（40代・女性・理美容業）

設備資金に1.0%の利子補給をしています

経営安定資金（小口資金）

融資対象者	小規模企業者 特別小口保険適用者：1年以上の事業実績を有し、原則6か月以上商工会議所等の指導を受けている方			
資金使途	運転資金		設備資金	
融資限度額	2,000万円		2,000万円	
融資期間	7年以内 （据置6か月以内）	特別小口保険適用者 5年以内（据置6か月以内）	10年以内 （据置1年以内）	特別小口保険適用者 7年以内（据置1年以内）
融資利率	1.80%	特別小口保険適用者 1.65%	★利子補給後★ 0.80%	★利子補給後★ 特別小口保険適用者 0.65%
保証料率	0.35%～1.40%（割引有）　特別小口保険適用者0.85%（NPO法人0.68%）			
申込み先	金融機関、愛媛県信用保証協会			

小口零細企業資金

融資対象者	小規模企業者のうち、信用保証協会の保証債務残高が2,000万円以下の方 経営指導特例：原則6か月以上商工会議所等の指導を受けている方			
資金使途	運転資金		設備資金	
融資限度額	2,000万円		2,000万円	
融資期間	5年以内（据置6か月以内）		10年以内（据置1年以内）	
融資利率	1.65%	経営指導特例1.65%	★利子補給後★ 0.65%	★利子補給後★ 経営指導特例 0.65%
保証料率	0.50%～1.87%（割引有）　経営指導特例0.50%～1.55%			
申込み先	金融機関、愛媛県信用保証協会			

チャレンジ企業支援資金

融資対象者	①地域未来投資促進法、中小企業等経営強化法等に基づき認定又は承認を受けた計画に従って事業を行う方 ②海外投資関係保証を利用して、海外展開を図る方 ③商店街の空き店舗を活用して事業を行う方として地方局長の認定を受けた方 ④県の試験研究機関との共同開発など技術支援を受けた技術・製品の実用化に向けた事業を行う方で、試験研究機関から推薦を受けた方 ⑤えひめ産業振興財団が実施するえひめ中小企業応援ファンドによる助成金又は農商工ビジネス商品開発事業費補助金の交付を受けて事業を拡大する方でえひめ産業振興財団から確認を受けた方 ⑥高度又は先駆的な技術等を生かし、創造・育成を図る事業を行う方としてえひめ産業振興財団又は愛媛県中小企業団体中央会から確認を受けた方 ⑦ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の採択を受けた事業計画に従って事業を行う方 ⑧国又は県が実施する物流2024年問題の解決に係る補助金等の採択を受けた事業計画に従って事業を行う方 ⑨生産性の向上等の原資の確保により、雇い入れ後6か月を経過した労働者を対象に、6か月以内に労働者1人当たりの時間当たりの平均賃金を1.5%以上引き上げる又は労働者の事業場内最低賃金を2%以上引き上げる計画を策定し、取り組む又は取り組んだ方	
資金使途	運転資金	設備資金
融資限度額	5,000万円	1億円
融資期間	7年以内（据置1年以内） ①の場合5年以内（据置6か月以内）	10年以内（据置1年以内） ①の場合7年以内（据置1年以内）
融資利率	1.50%	★利子補給後★ 0.50%
保証料率	0.35%～1.72%（割引有）	
申込み先	金融機関、愛媛県信用保証協会	

お問い合わせ先：愛媛県経済労働部産業支援局　経営支援課金融係　089-912-2481

お知らせ

★緊急経済対策特別支援資金における融資利率の引下げ

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している方に対し、「緊急経済対策特別支援資金」の融資利率を1.50%（従来：1.65%）に引き下げる時限措置を当面継続します。

★新事業創出支援資金における信用保証料補助（H29.4～）

県内で創業や事業承継を行うため、県の融資制度のうち「新事業創出支援資金」及び「新事業創出支援資金・事業承継支援枠」を利用する方に対し、県信用保証協会に支払う信用保証料を補助する制度を継続して実施します。

★貸付条件の変更、資金借換に関する時限措置

平成21年12月の金融円滑化法の施行に併せて措置した県の融資制度に係る貸付条件の変更及び資金借換に関する時限措置を当面継続します。

制度に関するお問い合わせ先

愛媛県経済労働部 産業支援局経営支援課	〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2	（089）912-2481
東予地方局 地域産業振興部商工観光課	〒793-0042 西条市喜多川796-1	（0897）56-1300
今治支局 商工観光室	〒794-8502 今治市旭町1丁目4-9	（0898）23-2500
中予地方局 地域産業振興部商工観光課	〒790-8502 松山市北持田町132	（089）941-1111
南予地方局 地域産業振興部商工観光課	〒798-8511 宇和島市天神町7-1	（0895）22-5211
八幡浜支局 商工観光室	〒796-0048 八幡浜市北浜1丁目3-37	（0894）22-4111

サポート・融資相談先

●愛媛県信用保証協会

本所	〒790-8651 松山市千舟町３丁目３番地８千舟町スクエアガーデン	（089）931-2111
新居浜支所	〒792-0025 新居浜市一宮町2丁目4-8新居浜商工会館２階	（0897）33-8282
今治支所	〒794-0042 今治市旭町2丁目3-20今治商工会議所ビル5階	（0898）23-0170
八幡浜支所	〒796-8691 八幡浜市1590-22八幡浜商工会館４階	（0894）22-2003
宇和島支所	〒798-0040 宇和島市中央町1丁目9-10愛媛新聞ビル5階	（0895）22-6556

●各取扱金融機関　●一部資金については商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会

★融資制度のより詳細な内容が知りたい方は、愛媛県のホームページ「愛媛県の中小企業向け融資制度」のページをご覧ください。

愛媛県HPのトップ画面から⇒